

山梨県公報

第二千七百七十号

平成二十三年

九月二十九日

木曜日

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………六九三
平成二十三年度地籍調査事業計画の決定……………六九四
道路の区域変更……………六九四

公告

平成二十二年度における人事行政の運営の状況について……………六九五
平成二十二年度における人事委員会の業務の状況について……………七〇六

告示

山梨県告示第四百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年九月二十九日

山梨県知事

横内正明

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲府市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
甲府市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字烏帽子石二九九二の九・字栗原二二三八・字川野二九九四の三四・三〇一八の二一・三〇一八の二六・三〇一八の二七・三〇一八の二七・三〇一八の三〇一八の五〇・三〇一八の五一・三〇一八の五二・三〇一八の五三・三〇一八の五四・三〇一八の五五・三〇一八の五六・三〇一八の五七・三〇一八の五八・三〇一八の五九・三〇一八の六〇・三〇一八の六一・三〇一八の六二・三〇一八の六三・三〇一八の六四・三〇一八の六五・三〇一八の六六・三〇一八の六七・三〇一八の六八・三〇一八の六九・三〇一八の七〇・三〇一八の七一・三〇一八の七二・三〇一八の七三・三〇一八の七四・三〇一八の七五・三〇一八の七六・三〇一八の七七・三〇一八の七八・三〇一八の七九・三〇一八の八〇・三〇一八の八一・三〇一八の八二・三〇一八の八三・三〇一八の八四・三〇一八の八五・三〇一八の八六・三〇一八の八七・三〇一八の八八・三〇一八の八九・三〇一八の九〇・三〇一八の九一・三〇一八の九二・三〇一八の九三・三〇一八の九四・三〇一八の九五・三〇一八の九六・三〇一八の九七・三〇一八の九八・三〇一八の九九・三〇一八の一〇〇・三〇一八の一〇一・三〇一八の一〇二・三〇一八の一〇三・三〇一八の一〇四・三〇一八の一〇五・三〇一八の一〇六の内一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年九月二十九日

山梨県知事

横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件
立木の伐採方法

（一）立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上イナゴ一四九、一一九三、一一九四、字大窪一九三九から一九四四まで、
字天沢一三三六、一三五二、一三五三の内二、一三五五、一三五七から一三五九
まで、字釜ノ口一〇四一から一〇四八まで、一〇五三から一〇五五まで、字崩沢
九一一から九一八まで、九二一、九二三から九三五まで、九三七から九四一まで、
九四八、九四九、九五〇の一、九五四の二、字深窪一〇三五、一〇三九から一〇
四一まで、一〇四四、一〇四五、一〇四七から一〇五二まで、一〇五四、一〇五
八、一〇六〇、字孫目五八二の二、五八三から五八八まで、五八九の二、字東沢
一〇九三、一〇九六から一〇二二まで、一一〇四から一一三七まで、一一五三か
ら一一六二まで、字要トロ一〇二二から一〇二九まで。
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のよう
に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年九月二十九日

山梨県知事

横

内

正

明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件
立木の伐採方法

（一）立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて
縦覧に供する。）

山梨県告示第四百十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により平成二十
三年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成二十三年九月二十九日

山梨県知事

横

内

正

明

一 調査を行う者の名称
甲斐市

二 調査地域
甲斐市城東五丁目の全域、愛宕町、東光寺町、東光寺二丁目、東光寺三丁目及び東
光寺三丁目の各一部

三 調査期間
平成二十三年八月二十五日から平成二十四年三月三十一日まで

山梨県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道
路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務
所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年十月二十日まで一般
の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十九日

山梨県知事

横

内

正

明

一 道路の種類
県道

二 路線名
甲府山梨線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市北口二丁目一七〇番の二地先から 甲府市武田二丁目一六九番地先まで	一三・〇 三三・七	一七・〇 三一・七	三八七・九	三八七・九

山梨県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 甲府葺崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市丸の内二丁目三十九番の二地先から 甲府市丸の内二丁目一一三番地先まで	一〇・〇 二〇・四	二〇・〇 二三・四	二三五・八	二三五・八

山梨県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 釜の口塩沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町南部字矢崎一八六〇番の四 地先から 南巨摩郡南部町南部字矢崎二一八三番の一 地先まで	一〇・三 二二・〇	一〇・三 三〇・二	六八・〇	六八・〇

公 告

● 平成二十二年度における人事行政の運営の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）第二条の規定により任命権者から平成二十二年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		
		平成22年	平成21年	前年増減数
一 般 行 政 部 門	正式任用	3,024	3,043	-19
	再任用職員(常勤)			
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)	1	2	-1
	任期付職員(短時間)			
	小 計	3,025	3,045	-20
特 別 行 政 部 門	正式任用	10,372	10,510	-138
	再任用職員(常勤)	17	17	
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	10,389	10,527	-138
公 営 企 業 会 計 部 門	正式任用	109	976	-867
	再任用職員(常勤)			
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	109	976	-867
合 計		13,523	14,548	-1,025

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成22年度)

職 種	区 分	採 用	退 職				合 計
			定年	勲奨	自己都合	その他	
一般行政職		107	114	12	15	19	160
医 療 職		13	6	4	11	6	27
技能労務職		0	4	2	0	0	6
教 育 職		170	111	47	33	25	216
公 安 職		99	53	5	11	14	83
合 計		389	288	70	70	64	492
(構成比%)			(59%)	(14%)	(14%)	(13%)	(100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成22年4月1日現在、公安職については平成22年度の状況)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		39	168	387	1
医 療 職			2	17	
技能労務職				4	
教 育 職			52	54	
公 安 職		6	16	136	
合 計		45	238	598	1

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部長相当職を「部次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成21年		
一般行政部門	議会	23	23	0	世界遺産登録業務推進、国民文化祭準備室設置 出先機関の事務の見直し 事務・事業の見直し等 出先機関の事務の見直し等 出先機関の事務の見直し等
	総務企画	607	599	8	
	税務	105	106	▲ 1	
	民生・衛生	791	791	0	
	商工・労働	271	277	▲ 6	
	農林水産	714	724	▲ 10	
	土木	571	584	▲ 13	
	小 計	3,082	3,104	▲ 22	
特別行政部門	教育	8,389	8,559	▲ 170	県立大学の公立大学法人化、児童生徒数の減等 定員増に伴う採用職員の増
	警察	1,925	1,909	16	
	小 計	10,314	10,468	▲ 154	
公営企業部門	病院	0	868	▲ 868	特定地方独立行政法人化 クリーンエネルギー推進
	企業局	109	108	1	
	小 計	109	976	▲ 867	
合 計		13,505	14,548	▲ 1,043	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

※ 平成19年4月1日時点における総職員数が対象

① 定員適正化目標

平成23年4月1日までの5年間で、職員数の4.2% (633人) の純減を目標とする。

② 定員適正化手法の概要

抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、積極的な民間委託等の推進、IT化の推進などを通じて極力職員数を抑制するとともに、退職者の補充についても十分検討し計画的な職員数の抑制を図る。

2 給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
平成22年度	H23.3.31 860,559人	476,317,944	5,292,484	118,994,431	25.0

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	
平成23年度	13,492	57,990,631	10,536,168	21,401,989	89,928,788	6,665

※1 職員手当には退職手当を含まない。

※2 給与費は当初予算に計上された額

※3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	平成22年4月1日	
山梨県	97.9	(参考) 全国県平均 98.9

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。国を100としている。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 336,510	円 416,860	歳 43.3	円 366,176	円 417,291	歳 43.8	円 325,401	円 436,751	歳 40.1

※1 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

※2 給料の特例減額措置を実施（減額率 管理職（部局長級）：6%、その他の管理職：4%、管理職以外の職員：2%）

(5) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	175,224円	183,554円	国公Ⅱ種 172,200円	円 180,600
	高校卒	141,610円	148,274円	国公Ⅲ種 140,100円	円 145,900
教育職 (小中学校)	大学卒	195,706円	204,330円	—	—
	高校卒	151,802円	161,014円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	195,706円	204,330円	—	—
	高校卒	151,802円	161,014円	—	—
公安職	大学卒	200,410円	209,328円	200,000円	209,200円
	高校卒	168,560円	177,478円	158,100円	166,600円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	255,512円	315,552円	352,982円
	高校卒	208,446円	258,573円	309,617円
教育職	大学卒	299,243円	345,347円	380,393円
	高校卒	219,759円	245,610円	340,782円
公安職	大学卒	272,945円	332,365円	365,736円
	高校卒	242,920円	294,306円	338,198円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	構成比	5年前の職員数	構成比
11級	(部長)					15	0.4%
10級	(次長)					57	1.5%
9級	部長 (参事)	14	0.4%	16	0.5%	91	2.4%
8級	次長 (課長・主幹)	55	1.6%	56	1.6%	838	22.5%
7級	課長・参事 (課長補佐)	69	2.0%	69	2.0%	366	9.8%
6級	課長・主幹 (主査・副主査)	795	23.1%	720	21.2%	1,053	28.2%
5級	課長補佐 (副主査・主任)	429	12.5%	445	13.1%	416	11.1%
4級	主査・副主査 (主任)	996	29.0%	997	29.3%	288	7.7%
3級	主任 (主事・技師)	565	16.4%	570	16.8%	388	10.4%
2級	主事・技師	294	8.5%	336	9.9%	162	4.4%
1級	主事・技師	223	6.5%	190	5.6%	61	1.6%
一般行政職職員数		3,440	100.0%	3,399	100.0%	3,735	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

※3 標準的な職務内容欄の()内の職名は、平成17年度以前に適用されていた給料表による職務内容

(8) 職員手当の状況

(平成22年度)

区分	山梨県	国
	(平成22年度支給割合)	(平成22年度支給割合)
期末手当	期末手当 6月期 1.25月分 (0.65)月分 12月期 1.35月分 (0.80)月分 計 2.60月分 (1.45)月分	期末手当 6月期 1.25月分 (0.65)月分 12月期 1.35月分 (0.80)月分 計 2.60月分 (1.45)月分
勤勉手当	勤勉手当 6月期 0.70月分 (0.35)月分 12月期 0.65月分 (0.30)月分 計 1.35月分 (0.65)月分	勤勉手当 6月期 0.70月分 (0.35)月分 12月期 0.65月分 (0.30)月分 計 1.35月分 (0.65)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 5,768千円 27,403千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合
 ※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (22年度)	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	33.9%
支給職員1人当たり平均支給年額	95,871円	
手当の種類(手当数)	33	
手当の名称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当		

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載
 ※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支給総額	2,117,724千円
	職員1人当たり支給年額	352千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載
 ※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の加算措置 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員 ・ 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) ※ 100円未満は切り捨て	1 国と同じ

	<p>2 自宅 月額 4,000円 (平成22年12月から月額4,000円→1,500円、平成23年4月から廃止) ※ 所有に準ずる住宅 職員の扶養親族の所有する住宅等</p> <p>3 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている場合の住居手当及び単身赴任手当受給者でその所有に係る住宅に配偶者等が居住する場合の住居手当 1又は2の1/2の額 (平成22年12月から月額2,000円→700円、平成23年4月から廃止)</p>	<p>2 国は制度無し</p> <p>3 国は制度無し</p>
<p>通勤手当</p>	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員 ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等 - 55,000円) × 1/2 ※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 ・四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～43,920円 (81km以上は、45,018円が限度額) ・自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～30,744円 (60km以上は32,940円が限度額) ・自転車 2km以上2,000円 (定額)</p> <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額20,000円) ※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～23,600円 (60km以上は24,500円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 国と同じ (新規採用者は支給対象外)</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (平成22年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均年齢		平均年齢		平均年齢		高等学校 教育職	小・中学校 教育職
A 368,809 円 42.3 歳		B 380,808 円 44.3 歳		C 336,534 円 43.2 歳		110.9	109.0

- ※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの
- ※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したものの

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	知 事	1,260,000 円	
	副 知 事	970,000 円	
	公営企業管理者	820,000 円	
	教 育 長	800,000 円	
報 酬	議 長	920,000 円	
	副 議 長	830,000 円	
	議 員	780,000 円	
期 末 手 当	知 事	(平成22年度支給割合)	
	副 知 事	6月期	1.925 月分
	公営企業管理者	12月期	2.175 月分
	教 育 長	計	4.100 月分
	議 長	(平成22年度支給割合)	
	副 議 長	6月期	1.450 月分
議 員	12月期	1.650 月分	
		計	3.100 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (在職期間)	
	副 知 事	給料月額(円) × 在職月数 × 65 / 100 (同一職通算)	
	公営企業管理者	× × 45 / 100 (同一職通算)	
	教 育 長	× × 35 / 100 (同一職通算)	
		× × 30 / 100 (同一職通算)	

- ※1 知事等については、給料等の特例減額措置を実施しており、給料等に以下の割合を乗じた額を、給料等から減額している。
- 平成21年4月1日から平成23年9月30日まで
知事：12% 副知事、公営企業管理者、教育長、常勤監査委員：9%
 - 平成22年12月1日から平成23年11月30日まで
議長：5% 副議長：4% 議員：3%
- ※2 山梨県特別職報酬等審議会の答申及び意見を踏まえ、知事等の給料及び報酬額等を以下のとおり改定している。
- 給料及び報酬額 (平成22年12月1日から改定)
知事：1,260,000円 → 1,250,000円
副知事：970,000円 → 960,000円
教育長：800,000円 → 790,000円
公営企業管理者：820,000円 → 810,000円
議長：920,000円 → 910,000円
副議長：830,000円 → 820,000円
議員：780,000円 → 770,000円
 - 期末手当支給月数 (平成22年12月1日から改定)
知事、副知事、教育長、常勤監査委員、公営企業管理者
<平成22年度>
12月期：2.175月 → 1.5月
<平成23年度以降>
6月期：1.925月 → 1.4月
12月期：1.5月 → 1.55月
議長、副議長、議員
<平成22年度>
12月期：1.65月 → 1.5月

<平成23年度以降>
 6月期：1.45月→1.4月
 12月期：1.5月→1.55月
 ・退職手当支給率（平成22年12月24日から改定）
 知事：65/100→62/100
 副知事：45/100（変更無し）
 教育長：30/100→27/100
 公営企業管理者：35/100→28/100

3 勤務時間

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成22年1月1日～平成22年12月31日の平均使用日数

知事部局：11.2日 教育委員会（県立学校教員含む）：9.9日
 警察部局：5.4日 企業局：14.5日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成22年度)

	平成22年度の取得者数		平成22年度中に新たに取得可能となった職員 (育児休業等対象者数)		
	育児休業	部分休業	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	
男性職員	3		321	1	
女性職員	164	8	164	164	
合計	167	8	485	165	
	260	8			

※ 「平成22年度の取得者数」欄の上段は、平成22年度に新たに取得した者、下段は、平成21年度以前から引き続き取得している者の数

なお、上段には平成22年度中に取得可能となり取得した者のほか、平成21年度以前に取得可能となり平成22年度から新たに取得した者が含まれるので、「平成22年度中に新たに取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成22年度)

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	2	2	2		
女性職員	12	12	12		
合計	14	14	14		

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成22年4月1日～平成23年3月31日) (単位：人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		101		101	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成22年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別限処分件数

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			99		99	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			2		2	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			101		101	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上
 ※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (平成22年4月1日～平成23年3月31日) (単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
	2	3	6	11

(4) 処分事由別懲戒処分件数

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)		1	1	6	8
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)			1		1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)		1	1		2
合 計		2	3	6	11

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上
 ※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服 務

(1) 服務規律の遵守に関する取組

(平成22年度)

任命権者	取 組 内 容	職員への周知方法
知 事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上、職員の不正行為等に関する情報処理要領の策定等	通知及び掲示
教 育 長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上、職員の不正行為等に関する情報処理要領の策定等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成22年度)

任命権者	件数
知事	14
教育長	2
警察本部長	0
公営企業管理者	0
合計	16

6 研修

(1) 研修実績

(平成22年度)

区分		内容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う(通信教育講座、自主研究等)	62	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	225
		年齢別研修	一人一人の個性や能力に着目した人材育成を図るため、若手・中堅職員を対象として行う能力開発研修	159
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	465
		チャレンジ研修	県行政の中核を担う知識、実行力、構想力、リーダーシップの養成を図るため行う実践的研修	176
	特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	571	
派遣研修	異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	26		

7 勤務成績の評定の概要

知事部局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。

警察部局： 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

企業局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画 (平成22年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催(知事部局、教育委員会及び企業局)	衛生管理医(内科・精神科医師)による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置(知事部局及び警察部局)	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士を委嘱し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況 (平成22年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するために、人間ドックを除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,780人 教育委員会：1,867人 警察部局：1,289人 企業局：58人
人間ドック	生活習慣病予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,153人 教育委員会：970人 警察部局：588人 企業局：48人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：384人 教育委員会：86人 警察部局：296人
特定業務従事者健康診断	深夜業務(午後10時～午前5時の業務)及び「ホムアルテクト」取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：88人 教育委員会：15人 警察部局：568人 企業局：10人

② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展(知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県民会館他	(財)山梨県職員互助会	4,555人	平成23年1月26日 ～1月30日	来場者数 183人 出品点数 318点	674,735円
元気回復事業(教)	各種スポーツ大会、芸術・文化活動、ガーデニング教室、囲碁大会等の実施	県民文化ホール他	(財)山梨県教職員互助組合 (財)山梨県高等学校教職員互助会	5,366人 2,270人	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	参加者数 7,600人	12,789,741円 12,072,080円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会部局をいう。

● 平成二十二年度における人事委員会の業務の状況について
山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）
第四条の規定により、人事委員会から次のとおり平成二十二年度における人事委員会の
業務の状況について報告があつた。

平成二十三年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月9日	5月30,31日	7月5,6日	7月23日
上 級	6月27日	[1回目] 7月11日 [2回目] 7月26,27日 [3回目] 7月29~31日	8月24~26日	9月3日
初級・学校職員 資格免許	9月26日	[1回目] 10月15日 [2回目] 11月2日	—	11月12日
民間企業経験者	6月27日	[1回目] 7月11日 [2回目] 7月26日 [3回目] 7月31日	8月24日	9月3日
警察官(第2回)	9月19日	10月11,12日	11月4~6日	12月3日
身障者選考	9月19日	10月27日	—	11月12日

イ 競争試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	42	657	511	77.8	230	42	12.2
上級	129	1,135	878	77.4	316	123	7.1
初級	2	29	25	86.2	10	2	12.5
学校職員	5	50	43	86.0	15	5	8.6
資格免許	5	22	21	95.5	17	6	3.5
民間企業 経験者	5	171	116	67.8	23	5	23.2
警察官 (第2回)	35	609	430	70.6	170	35	12.3
身障者選考	1	7	6	85.7	5	1	6.0
合 計	224	2,680	2,030	75.7	786	219	9.3

(2) 採用選考の実施状況

職	部局	知 事	教育委員会	警 察	そ の 他	計
部長及びその相当職		3				3
課長及びその相当職		4	1	2		7
課長補佐及びその相当職			24	1		25
係長及びその相当職			5			5
上記以外		16	4			20
合 計		23	34	3		60

(3) 昇任選考の実施状況

職	部局	知 事	教育委員会	警 察	そ の 他	計
部長及びその相当職		20	3		1	24
課長及びその相当職		81	31	16	5	133
課長補佐及びその相当職		275	36	49	12	372
係長及びその相当職		171	21	38	10	240
上記以外		83	18	5	4	110
合 計		630	109	108	32	879

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 公民給与較差に基づく給与改定

① 公民給与の較差

- ・ 減額措置後の額 (7,087 円、 1.85%)
- ・ 減額措置前の額 (△1,473 円、 △ 0.38%)

② 改定の内容

- 1 公民給与の較差 (△0.38%) を解消するため、月例給 (給料月額及び住居手当) の引下げ改定
- 2 期末・勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (△0.2 月分)
- 3 自宅に係る住居手当の廃止

(2) 給与構造改革に伴う昇給抑制に係る回復措置

① 内容

必要な制度改正原資を確保するため、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間にわたり職員の昇給を毎年 1 号給抑制してきた。国においては、本年度をもって当初予定していた施策の導入・実施は終了することから、平成 23 年 4 月にかけて経過措置が段階的に解消されることに伴って生ずる制度改正原資を、これまで抑制されてきた昇給の回復に充てることとしているため、本県においても適切な対応を行う必要がある。

(3) 公務運営の改善について

- ① 人材の確保
- ② 総実勤務時間の縮減
- ③ 職員の健康管理
- ④ 服務規律の確保
- ⑤ 高齢期雇用

(4) 勧告

① 勧告日

平成22年10月14日

実施時期 (公民給与較差に基づく給与改定に係るもの)

平成22年12月1日

ただし、平成23年6月期以降の期末・勤勉手当の支給割合及び住居手当の改定については、

平成23年4月1日

② 公民較差

民間給与	職員給与 (比較給与)		本 較 差 (A - B)	比 率 (C / B × 100)
		平均年齢		
A 円 390,213	B 円 391,686	43.5 歳	C 円 △1,473	% △ 0.38
遡及決定分			D 円 -	D / B × 100 - %
公民較差 (C + D)			E 円 △1,473	E / B × 100 △ 0.38 %

積残事業所比率 (-) % 積残事業所の平均給与改定率 (-) %

③ 給与改定

改定後の平均給与月額	平均改定額	
		平均改定率
F 円 390,237	G (F - B) 円 △1,449	G / B × 100 △0.37 %

④ 特記事項 (給与改定の考え方)

- ・ 「山梨県職員等の給与の特例に関する条例」による給与カット措置は、地方公務員法で定める給与決定とは異なる基準によるものであることから、これによる影響額を除いた較差を解消。
- ・ 特例条例による減額措置は、本県の厳しい財政状況を勘案し実施されたものである。任命権者において職員の理解を得る努力がなされ、かつ、職員団体が一定の理解を示していることからやむを得ないものであると思料するが、地方公務員法に定める給与決定の原則の趣旨とは異なるものであり、諸情勢が整い次第、速やかに本来の適正な給与水準が確保されることを求める。

⑤ 平均給与年額

	平均年間給与額(勧告後)	平均年間給与額(勧告前)	増加(減少)額	増加(減少)率
減額措置後 (実支給額)	H 6,229,000 円	I 6,332,000 円	J (H - I) △103,000円	J / I × 100 △ 1.63 %
減額措置 前の額	H 6,332,000 円	I 6,435,000 円	J (H - I) △103,000円	J / I × 100 △ 1.60 %

※行政職平均(新卒採用者を除く)を推計

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与									
旅費									
勤務時間									
休暇									
執務環境									
厚生福利									
転任									
任用									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
分 限 処 分	降給								
	降任								
	休職								
	分限免職								
懲 戒 処 分	戒告								
	減給								
	停職								
	懲戒免職								
転 任									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				